

第6章 育成就労外国人の保護

○ 監理支援者等(※1)は、次の行為を行ってはなりません。

- ・ 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、育成就労外国人の意思に反して育成就労を強制すること(法第 46 条)。
- ・ 育成就労外国人等(※2)又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他育成就労外国人等と社会生活において密接な関係を有する者との間で、育成就労に係る契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をすること(法第 47 条第1項)。
- ・ 育成就労外国人等に育成就労に係る契約に付随して貯蓄の契約をさせること(法第 47 条第2項)。
- ・ 育成就労外国人等との間で貯蓄金を管理する契約をすること(法第 47 条第2項)。

※1 「監理支援者等」は、

- ・ 監理支援機関
- ・ 監理支援機関から業務委託を受けて監理支援を行う者(業務委託できる範囲は第5章第 15 節参照)
- ・ 許可を受けずに監理支援を行う者(監理支援を行う者は監理支援事業の許可を受ける必要がありますので、許可を受けずに監理支援を行う行為は違法行為となりますが、そのような者も本規制の対象としています。)

- ・ これらの役職員

を指します。

※2 「育成就労外国人等」は、育成就労外国人のほか、育成就労の対象となろうとする者を含みます。

○ 育成就労関係者(※)は、次の行為を行ってはなりません。

- ・ 育成就労外国人等の旅券又は在留カードを保管すること(法第 48 条第1項)
- ・ 育成就労外国人等の外出その他の私生活の自由を不当に制限すること(法第 48 条第2項)。

※ 「育成就労関係者」は、

- ・ 育成就労実施者
- ・ 育成就労実施者となろうとする者
- ・ 育成就労計画の認定を受けずに育成就労類似の活動を行わせる者(育成就労を行うには、認定を受けた育成就労計画に基づく必要がありますので、育成就労計画の認定を受けずに育成就労類似の行為を行うことは違法行為となり得ま

すが、そのような者も本規制の対象としています。)

- ・ これらの役職員
- ・ 監理支援者等

を指します。

- 育成就労実施者若しくは監理支援機関又はこれらの役職員が育成就労法令の規定に違反する事実がある場合においては、育成就労外国人は、その事実を出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に申告することができます。また、この申告をしたことを理由として、育成就労外国人に対して不利益な取扱いをすることは禁止されています(法第 49 条)。

第1節 禁止行為(法第 46 条から第 48 条まで)

第1 暴力、脅迫、監禁等による育成就労の強制の禁止

【関係の法律の規定】

(禁止行為)

法第46条 監理支援機関その他の監理支援を行う者(第四十八条第一項において「監理支援者」という。)又はその役員若しくは職員(次条において「監理支援者等」という。)は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を不当に拘束する手段によって、育成就労外国人の意思に反して育成就労を強制してはならない。

- 監理支援者等が、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を不当に拘束する手段によって、育成就労外国人の意思に反して育成就労を強制することは禁止されています。

これに違反した場合は、罰則(1年以上 10 年以下の拘禁刑又は 20 万円以上 300 万円以下の罰金)の対象となります(法第 108 条)。

【留意事項】

- 育成就労実施者による暴力、脅迫、監禁等による育成就労の強制について

法第 46 条は、育成就労実施者を対象としていませんが、使用者である育成就労実施者については、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第5条(強制労働の禁止)の適用があります。これに違反した場合の罰則も、育成就労法と同様の量刑となっています。

● 労働基準法(抄)

(強制労働の禁止)

第5条 使用者は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を不当に拘束する手段

によつて、労働者の意思に反して労働を強制してはならない。

第 117 条 第五条の規定に違反した者は、これを一年以上十年以下の拘禁刑又は二十万円以上三百万円以下の罰金に処する。

第2 育成就労に係る契約の不履行についての違約金等の禁止

【関係の法律の規定】

法第47条 監理支援者等は、育成就労外国人等（育成就労外国人又は育成就労の対象となろうとする外国人をいう。以下同じ。）又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他育成就労外国人等と社会生活において密接な関係を有する者との間で、育成就労に係る契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。

2 監理支援者等は、育成就労外国人等に育成就労に係る契約に付随して貯蓄の契約をさせ、又は育成就労外国人等との間で貯蓄金を管理する契約をしてはならない。

○ 育成就労外国人等との間で違約金等の契約がされることは、育成就労実施者における業務従事の強制等の問題を引き起こし、育成就労外国人等の自由意思に反した人権侵害行為を惹起するおそれがあり、このような行為から育成就労外国人等を保護することが必要とされています。

○ このため、監理支援者等が、育成就労外国人等又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他育成就労外国人等と社会生活において密接な関係を有する者との間で、育成就労に係る契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をすることは禁止されています。

これに違反した場合は、罰則（6月以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金）の対象となります（法第 111 条第4号）。

【留意事項】

○ 育成就労実施者による育成就労に係る契約の不履行についての違約金等の禁止について

法第 47 条は、育成就労実施者を対象としていませんが、使用者である育成就労実施者については、労働基準法第 16 条（賠償予定の禁止）及び第 18 条（強制貯金）の適用があります。これらに違反した場合の罰則も、育成就労法と同様の量刑となっています。

● 労働基準法（抄）

（賠償予定の禁止）

第 16 条 使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。

(強制貯金)

第 18 条 使用者は、労働契約に附随して貯蓄の契約をさせ、又は貯蓄金を管理する契約をしてはならない。

2～7 (略)

第 119 条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 …、第十六条、…、第十八条第一項、…の規定に違反した者

二～四 (略)

○ 保証金の徴収について

保証金の徴収は、法第 47 条が禁止する「育成就労に係る契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約」に該当するものであり、禁止されています。保証金の徴収その他名目のいかなを問わず育成就労外国人等やその親族等の金銭その他の財産を管理することがあってはなりません。

○ 監理支援機関が外国の送出機関に対して違約金等の設定を行うことについて

育成就労外国人が育成就労に係る契約の不履行をした場合を想定して、監理支援機関が外国の送出機関に対して違約金等の設定を行うことは、育成就労外国人等との直接の契約でなくとも、違約金を払う立場の外国の送出機関が育成就労外国人等から保証金や高額な手数料等を徴収するおそれがあるため、育成就労外国人の保護の観点からあってはならないものです(規則第 13 条第2項第 6 号ハ(1)の規定にも違反するものです。)

技能実習制度においては、監理団体が、外国の送出機関と上記の内容の違約金等を定める契約を締結したことをもって、監理団体の許可の取消しの対象となった事例があります。

送出機関との間で育成就労外国人の受入事業に係る契約を締結する際は十分に内容を確認するようにしてください。

第3 旅券・在留カードの保管等の禁止

【関係の法律の規定】

法第48条 育成就労実施者その他育成就労を行わせようとする者若しくは監理支援者又はこれらの役員若しくは職員(次項において「育成就労関係者」という。)は、育成就労外国人等の旅券(入管法第二条第五号に規定する旅券をいう。第百十一条第五号において同じ。)又は在留カード(入管法第十九条の三に規定する在留カードをいう。同号において同じ。)を保管してはならない。

2 育成就労関係者は、育成就労外国人等の外出その他の私生活の自由を不当に制限してはならない。

- 育成就労外国人の旅券や在留カード(在留カードとして使用する個人番号カード(マイナンバーカード)を含む。)の保管や外出等の私生活の自由の制限は、育成就労外国人の国内における移動を制約することで育成就労実施者における業務従事の強制等の問題を引き起こし、育成就労外国人の自由意思に反した人権侵害行為を惹起するおそれがあり、こうした行為から育成就労外国人を保護することが必要とされています。
- このため、育成就労関係者が育成就労外国人等の旅券や在留カードを保管することは、育成就労外国人等の同意の有無や理由によらず、禁止されています。
特に、育成就労外国人等の意思に反して旅券や在留カードを保管した場合には、罰則(6月以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金)の対象となります(法第 111 条第5号)。
- また、育成就労関係者が、育成就労外国人等の外出その他の私生活の自由を不当に制限することは禁止されています。
具体的には、育成就労外国人等に対して、本人が所有する携帯電話等の私物を取り上げる行為、外出を一律に禁止する行為(宿泊施設について合理的な理由なく一律の門限を設けることを含む。)、男女交際等を禁止する行為、妊娠しないこと等を誓約させる行為、健康保険証として使用する個人番号カード(資格確認書を含む。)を取り上げるなどの医療機関の受診を阻害する行為、宿泊施設内の居室等の育成就労外国人のプライベートな空間に理由なくカメラを設置する行為(防犯目的でプライベートな空間が写らないように設置する場合は除く。)等が想定されます。
これに違反して、育成就労外国人等に対し、解雇その他の労働関係上の不利益又は制裁金の徴収その他の財産上の不利益を示して、育成就労が行われる時間以外における他の者との通信若しくは面談又は外出の全部又は一部を禁止する旨を告知した場合には、罰則(6月以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金)の対象となります(法第 111 条第6号)。

第2節 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に対する申告(法第 49 条)

【関係の法律の規定】

(出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に対する申告)

法第49条 育成就労実施者若しくは監理支援機関又はこれらの役員若しくは職員(次項において「育成就労実施者等」という。)がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実がある場合においては、育成就労外国人は、その事実を出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に申告することができる。

2 育成就労実施者等は、前項の申告をしたことを理由として、育成就労外国人に対して育成

就労の中止その他不利益な取扱いをしてはならない。

- 育成就労外国人本人が、育成就労法令の規定に違反する行為に遭遇した際に、自ら育成就労実施者若しくは監理支援機関又はこれらの役職員の違反行為に該当する事実を申告することができれば、迅速かつ的確な主務大臣の権限行使によって、当該違反行為を是正することが可能となり、育成就労外国人の保護が図られることとなります。
- このため、育成就労実施者若しくは監理支援機関又はこれらの役職員が育成就労法令の規定に違反する事実がある場合においては、育成就労外国人は、その事実を出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に申告することができることとしています。
- この申告については、機構が実施する母国語による相談窓口を通じて行うこともできます。申告の制度や方法については、入国後講習において法的保護に必要な情報に関して講習する際に、育成就労外国人に対して確実に周知することが必要です。なお、申告の制度については、入国時に育成就労外国人に配付される育成就労外国人手帳にも記載しています。
※育成就労外国人手帳については別途お示しする予定です。
- 育成就労実施者若しくは監理支援機関又はこれらの役職員が、育成就労外国人が申告をしたことを理由として育成就労の中止その他不利益な取扱いをすることは禁止されています。
これに違反した場合は、罰則(6月以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金)の対象となります(法第 111 条第7号)。
- 育成就労外国人には日本人と同様に労働基準法関係法令が適用されますので、同法令違反がある場合には、労働基準監督機関に対し、労働基準関係法令に基づく申告をすることもできます。

【留意事項】

○ 代理人による申告について

申告は、育成就労外国人本人だけでなく、育成就労外国人から委任を受けた代理人によっても可能です。代理人が申告を行う場合は、育成就労外国人の意思による申告であることを明らかにするため、育成就労外国人本人による委任状を併せて提出することが必要となります。